

この省令は、平成九年三月十九日から施行する。ただし、第十五条の次に九条を加える改正規定（第十六条第一項、第十八条第一項及び第二項、第十九条第一項、第二十一条、第二十二条並びに第二十三条に係る部分を除く。）については平成九年四月二十九日から施行する。

附 則 （平成九年三月二七日通商産業省令第三九号） 抄
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一〇年三月三〇日通商産業省令第三四号） 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 （平成一二年一〇月三一日通商産業省令第二九五号）
この省令は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、様式第二十三の改正規定（「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める改正規定を除く。）は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一三年三月二一日経済産業省令第二八号）
この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 （平成一三年一二月一四日経済産業省令第二一八号）
この省令は、平成十三年十二月十六日から施行する。

附 則 （平成一四年四月二三日経済産業省令第七六号）
この省令は、平成十四年四月二十六日から施行する。

附 則 （平成一四年一二月二四日経済産業省令第一二二号）
(施行期日)
1 この省令は、平成十五年一月一日から施行する。
(経過措置)
2 この省令の施行前に輸出又は輸入された化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第二十八条に規定する指定物質に係る届出については、なお従前の例による。

附 則 （平成一五年二月三日経済産業省令第九号）
この省令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日（平成一五年二月三日）から施行する。

附 則 （平成一七年三月四日経済産業省令第一四号）
この省令は、不動産登記法の施行の日（平成一七年三月七日）から施行する。

附 則 （平成一七年七月二五日経済産業省令第七一号）
(施行期日)
1 この省令は、平成一七年八月一日から施行する。
(経過措置)
2 この省令による改正後の様式第十三は、平成十七年分の届出から適用する。

附 則 （平成二四年一一月一二日経済産業省令第八二号）
(施行期日)
1 この省令は、平成二四年一二月一日から施行する。
(経過措置)
2 この省令の施行後、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令（平成七年政令第一九二号。以下「令」という。）別表二の項の第三欄に掲げる物質を使用する者は、平成二四年一二月三一日までの間は、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六五号。以下「法」という。）第二十六条の規定による届出をしないで、令別表二の項の第三欄に掲げる物質を使用することができる。
3 この省令の施行前に輸出又は輸入された令別表二の項の第三欄に掲げる物質の法第二十八条の規定による届出については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年七月一日経済産業省令第一七号)
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則 (令和元年九月一一日経済産業省令第三六号)
この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和元年九月十四日）から施行する。